

ゲートボール競技実施要項

- 1 期 日 平成29年10月27日(金) 【予備日11月1日(水)】
 - (1) 受付 9:00～ 幸始園(前橋市設ゲートボール場)
 - (2) 開始式 9:30～
 - ・ あいさつ
 - ・ 競技上の注意
 - (3) 競技開始 10:00～
 - (4) 表彰式 競技終了後

- 2 会 場 幸始園(前橋市設ゲートボール場)

- 3 チーム編成 (40チーム) 渋川保健福祉事務所2チーム。その他の県保健福祉事務所1チーム。
前橋市、高崎市高齢政策担当課6チーム、その他の市高齢政策担当課2チームとする。
1チームは9名以内とし、監督1名、補員選手3名を含む。

- 4 競技規則 (公財)日本ゲートボール連合最新の競技規則に準ずる。

- 5 競技方法
 - (1) 1ゲーム30分間とする。
 - (2) ブロック別リーグ戦とする。
 - (3) コートは、縦15メートル・横20メートルとする。
 - (4) 審判員は、(公財)日本ゲートボール連合公認審判員とする。

- 6 大会規定
 - (1) 参加者は県内在住の昭和34年4月1日以前に生まれた人で、大会参加に支障のない人とする。
 - (2) 監督は、選手を兼ねることはできない。
 - (3) 主将腕章とゼッケンは各チームで用意する。
 - (4) 主将は試合毎に変えることができる。

- 7 表 彰 ブロックごとに優勝・準優勝のチームに賞状を贈る。

- 8 そ の 他
 - (1) プレー中の事故等については、主催者は応急処置のみ行う、その後の処置については各自で行うものとする。
 - (2) 大会当日の健康管理には十分留意し、異常を感じたときには速やかに自ら棄権を申し出て、絶対に無理をしないこと。
 - (3) 開始式には、必ず出席すること。